

(設置)

第1条 社会福祉法（平成12年法律第111号）の規定に基づき、徳島市の地域福祉計画を策定し、地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための庁内組織として、徳島市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会の所掌事務は、地域福祉計画案の審議及び決定に関することとする。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 副会長は、健康福祉部副部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、委員会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 徳島市地域福祉推進連絡会設置要綱（平成20年8月1日施行）は廃止する。

別表（第3条関係）

委員会

職	名
企画政策部	副部長
総務部	副部長
財政部	副部長
財政部	税務事務所長
市民文化部	副部長
環境部	副部長
健康福祉部	副部長
健康福祉部	福祉事務所長
子ども未来部	副部長
経済部	副部長
都市建設部	副部長
危機管理局	次長
会計	管理者
消防局	次長
上下水道局	次長
交通局	次長
病院局	次長
教育委員会	教育次長